

# 青森県公立学校臨時的任用職員・会計年度任用職員募集案内

青森県教育委員会

## 1 目的

青森県教育委員会では、県内の公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、欠員補充及び病気休職の代替等として、臨時的任用職員を募集します。

また、新採用教員の初任者研修における代替等として、会計年度任用職員を募集します。

## 2 募集する職種及び受付期間

|      |          |  |
|------|----------|--|
| 職種   | 臨時的任用職員  | 講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、学校栄養職員                                   |
|      | 会計年度任用職員 | 非常勤講師  |
| 受付期間 |          | 随時受付（通年募集）<br>※通常は新年度当初に多数の講師等の任用が見込まれるため、前年度の1月末までに提出されることが望まれます。 |

※校種、教科等を問わず募集しています。

## 3 応募資格

### (1) 必要な免許・資格等

| 職種                     | 免許・資格等  |
|------------------------|---|
| 講師<br>養護助教諭<br>非常勤講師   | 教育職員免許法に規定する各相当の普通免許状を有する者（当該普通免許状を取得する見込みである者） |
| 学校栄養職員                 | 栄養士又は管理栄養士の資格を有する者（当該資格を取得する見込みである者）            |
| 実習助手<br>寄宿舎指導員<br>事務職員 | なし  |

(2) 地方公務員法第16条の欠格条項及び学校教育法第9条の欠格事由に該当する者は、応募することができません。

## 4 応募手続

講師等の任用を希望する方は、「青森県電子申請・届出システム」から申請してください。また、「青森県電子申請・届出システム」が利用できない等の理由により、郵送で応募したい場合は、青森県公立学校臨時的任用職員等申請書に必要事項を記入の上、次の宛先へ送付してください。

|                               |                 |
|-------------------------------|-----------------|
| 〒030-8540 青森市長島一丁目1-1         |                 |
| 青森県教育庁教職員課小中学校人事グループ（小中学校希望者） | 電話 017-734-9894 |
| 教職員課高等学校人事グループ（高等学校希望者）       | 電話 017-734-9881 |
| 学校教育課特別支援教育推進室（特別支援学校希望者）     | 電話 017-734-9882 |

## 5 採用者の決定方法

青森県公立学校臨時的任用職員等申請書に記載された校種、教科（科目）及び希望任地等を考慮の上、必要に応じて面接を実施し決定します。

## 6 勤務条件等

(1) 講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、学校栄養職員

### ① 任用期間

6か月以内（更新する場合があります）

② 給与

臨時的任用職員の給与は、「職員の給与に関する条例」第3条「行政職給料表」「教育職給料表（一）」「教育職給料表（二）」「医療職給料表（二）」が適用されます。

なお、号給については、講師経験・民間会社の勤務歴等により調整されます。下記は、新卒者がすぐに採用された場合の給与の一例となります。

(令和6年4月現在)

| 職 種    | 校 種    | 最終学歴 | 号 給               | 月 額      |
|--------|--------|------|-------------------|----------|
| 講師     | 小学校    | 大卒   | 教育職給料表（二） 1級 25号給 | 221,800円 |
| 養護助教諭  | 高等学校   | 大卒   | 教育職給料表（一） 1級 25号給 | 221,800円 |
| 実習助手   | 高等学校   | 大卒   | 教育職給料表（一） 1級 25号給 | 221,800円 |
| 寄宿舎指導員 | 特別支援学校 | 大卒   | 教育職給料表（一） 1級 25号給 | 221,800円 |
| 事務職員   | 中学校    | 高卒   | 行政職給料表 1級 9号給     | 170,900円 |
| 学校栄養職員 | 特別支援学校 | 短大卒  | 医療職給料表（二） 1級 9号給  | 179,400円 |

③ 各種手当

支給要件に応じて通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

④ 勤務時間

1週間当たり38時間45分で正規職員の例によります。なお、始業時刻、終業時刻、休憩時間については、勤務校の校内規程等によることとなります。

⑤ 休暇

年次休暇、病気休暇及び特別休暇があり、原則として正規職員に準じます。

⑥ 福利厚生等

公立学校共済組合等へ加入することになり、原則として正規職員と同じく地方公務員法が適用されます。

(2) 非常勤講師

① 任用期間

1年以内（更新する場合があります）

② 報酬

1時間当たり 2,830円（令和6年4月現在）

③ 各種手当

支給要件に応じて通勤手当等が支給されます。

④ 勤務日及び勤務時間

勤務日は、所属する学校の校長が定めることになり、1日の勤務時間は7時間45分以内で、1週間の勤務時間は29時間以内となります。

⑤ 休暇

年次休暇は任用期間に応じて付与されます。

⑥ 福利厚生等

社会保険等については、任用期間によっては健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法が適用となる場合があります。また、原則として正規職員と同じく地方公務員法が適用されますが、営利企業への従事等の制限の規定は適用されません。